

第1回 かほく市液状化対策工法技術検討委員会（議事録）

日付：2025年10月22日

議事

【川村委員】（以下「川村委員長とする」）

川村委員長より挨拶。

【川村委員長】

それでは議事に入って参ります。

皆さんのお手元の議事次第でございますけれども七窪地区の被災状況について、事務局の方から説明を賜りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

【事務局】

<1章～4章の資料説明>

【川村委員長】

七窪地区というところについての、被災状況から地形地質によっていわば液状化の判定と言うところのものをご説明いただきました。

先生方も大体もう見なれた図面ではございますが、何かご質問或いはご意見ございましたら。

【山岸委員】

事前にご説明いただいたんですけども、もしご存じでしたら、お伺いしたいんですが、4ページにございます、家屋の被災状況で確かに大規模半壊みたいな部分あるんですが、その大規模半壊の具体的な被害状況っていうのをご存じでしたら。

【事務局】

こちらの罹災証明の判定につきましては、主に傾斜で判断してる部分がありますので、こちらの大規模半壊につきましては一定傾斜移動したものにつきまして、判定を受けたんですが、あとそれ以外の外壁の損傷したものが、確認されたものについてはそういった判定がされているというふうに認識しております。傾斜が例えばこちら方向に傾斜していたか、とか。

【山岸委員】

大体宇ノ気川沿いのところ、大規模半壊のものもあるんですけども、例えば旧河道に向けて傾斜していたのか、全然違う方向に傾斜してるのか、ご存じでしたら教えて頂きたい。

【事務局】

傾斜の方向につきましてはこちらにちょっとデータがないので、改めてお知らせしたい。家屋につきましては今データがないとお話したんですけども、現況を今日川村先生に案内したんですけども、残ってる擁壁ですとかそういったものにつきましては、基本的に河川方向に倒れこんでいるものですかそういったものもありますので、すべてがというふうな言い方はできないんですけども、そういった傾向はあるんじゃないかという考えです。

【安田委員】

図面見ていると、大規模半壊となっている地点と応急危険度判定が合っていない。液状化と関係がない被害の可能性もある。

【事務局】

罹災証明の判定については、あくまでも傾斜ですとかそういったものを含めての判定になりますので、液状化、を図化というものではないというのがありますので、単純に地震で壊れたっていう家も当然あるかと思えますし、液状化被害で当然被害を受けた家もあろうかと思えますので、このデータからどちらかっていうのはどう、私どもも判断できない。罹災証明の方、ちょっと税務課の資料等々で確認したんですけども、備考欄に液状化の被害という記載がなかった。

【安田委員】

応急危険度判定で危険となっているのに、罹災証明では準半壊に至らないとなっている。これは間違いなのか。

【事務局】

当時入られたその調査員の方が、基本的な外観や外構も含めて判断をしている。罹災証明の判定については、本来の状況のみを判定しているということになりますので、見た目の印象と実際の罹災証明の結果が変わってくるというのは、住民の方でも説明をしている。

【山岸】

応急危険度判定ですと、例えば建物そのものじゃなくて、塀とか屋根瓦があると、そういったものでも判定されるため、建物がちゃんとしていても、赤紙（危険判定）がかかる。その調査ときに、罹災証明の報告書の写真はないのか。

【事務局】

罹災証明については現地で撮影したものがありますので、ある程度税務課に問合せすればあるかと思う。

応急危険度判定のときは時間も短期間ということで、基本的には部分的に撮った写真はあるんですが、県の方で住宅地図に判定の色分けをマーキングしたっていうものだけしかない。

【安田委員】

もう1つは液状化したかどうかという話は、家の違いと、それから噴砂が出たかどうかというので大体決めているので、噴砂が出たかどうかというのは1ヶ所になりますけども、どこにでたのかわかるという分布図があれば話ができると思う。

住民の方に聞けるチャンスがあれば、噴砂がどこで起きたのかわかると思う。

【川村委員長】

地元の方のヒアリングも含めて、噴砂の位置が地図に落とせるようにしてほしい。

【安田委員】

意向調査をされるときにヒアリングしてみたらいいと思う。

【安田委員】

7 ページ以降の図なんですけど、被災 a っていうところは液状化に関係ないところか。

【事務局】

あくまで道路に被害があったところをしてしており、必ずしも液状化に関連する被害ではない。

【安田委員】

P12 の今昔の標高変化図において、一部盛土したところがあるのではないかと。

【事務局】

柱状図等の資料を確認し、調査する。

【石川県土木部都市計画課 担当課長 福村】

資料の確認ですけども 22 ページのナンバーとボーリング柱状図のナンバーは違う地点なのか。

【事務局】

標記の統一がされておらず申し訳ありません。

【山岸委員】

地震動の設定根拠を示してほしい。

【事務局】

参考資料の20ページに示しているが、過年度整理されてるように、七窪地区周辺で確認された地震の観測記録を考慮し、概ね200Gal程度と設定している。

【安田委員】

P6について、道路の横断クラックが確認されているなら、記録した方がよい。

【事務局】

<5章～7章の資料説明>

【石川県土木部都市計画課 担当課長 福村】

実証実験の候補地についてなんですけれど、今、液状化しそうな範囲の外側でやるということだが、公共用地の有無にかかわらず、液状化した条件と同じような候補地の選定をお願いしたい。

【事務局】

参考資料のP23に示しているように、まだ検討中であるが、青杵の液状化対策範囲を広げていることを考えている。理由として、元々の青杵の下には、液状化で被災している赤杵の家屋があることと、公費解体の宅地があるためである。そう考えると、実証実験候補地も液状化しているので、液状化した範囲内で実証実験を行えると考えている。

【安田委員】

P13について、標高分布図で高いところで凸凹している可能性はないのか。砂丘間低地がないのかをチェックしてもらいたい。

【安田委員】

SWS 試験及び簡易的にサンプリングを行い、土質試験を行うことでも液状化判定ができる。検討頂きたい。

【事務局】

今回 16 箇所 SWS 試験の実施を予定している。先ほどの盛土かどうかの話もあるため、サンプリングに関しては、代表的なところでの実施を検討したいと思う。

【川村委員長】

真摯なご議論ありがとうございました。

【事務局】

今後のスケジュールなんですけども、第 2 回の委員会につきましては、資料最後に出しております通り、1 月ごろの開催を予定しております。それについてはまたこちらの方から調整等させていただきます。

以上をもちまして本日の会議のほうを終了させていただきます。